

奈良県行政組織規則及び職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十一号

奈良県行政組織規則及び職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
(奈良県行政組織規則の一部改正)

第一条 奈良県行政組織規則(昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の表総務部知事公室の部秘書課の項中「儀典係 自動車係」を「自動車係 儀典係」に改め、同部政策推進課の項及び行政経営課の項を次のように改める。

政策推進課	広域調整係 政策調整係 政策評価係
行政経営課	経営推進係 施設改革係

第三条の表総務部知事公室の部統計課の項中「調査第一係 調査第二係 調査第三係」を「人口統計係 生活統計係 産業統計係」に改め、同部防災統括室の項中「防災第一係 防災第二係 防災第三係」を「防災企画係 防災事業係 防災通信係」に改め、同部安全・安心まちづくり推進課の項中「企画調整係 地域活動支援係 交通安全対策係」を「交通安全対策係」に改め、同表総務部の部総務課の項中「法制係 法務管理係 学事係」を「法制執務係」に改め、同部総務厚生センターの項中「共済組合係」を「服務・システム係 給与・旅費係 共済組合係」に改め、同部財政課の項中「予算第四係」を「歳入係」に改め、同部税務課の項中「調査係」を「調査係 課税係」に改め、同部管財課の項中「財産係 財産活用係 自動車係」を「自動車係 財産係 財産活用係」に改め、同部情報システム課の項中「電子県庁推進係 行政情報推進係 ネットワーク係」を「行政情報推進係 ネットワーク係 システム運用係」に改め、同表地域振興部の部中

市町村振興

平 城 遷 都 三 千 年 記 念 事 業 推		文 化 観 光 局								
企 画 課	総 務 課	文 化 課	国 際 観 光 課	創 造 課	な ら の 魅 力	観 光 振 興 課	資 源 調 整 課	支 援 課	地 域 つ づ くり	課
		文 化 振 興 係 文 化 財 企 画 係					大 滝 ダ ム 対 策 係 土 地 利 用 調 整 係 土 地 利 用 計 画 係 水 資 源 計 画 係			

を

高齢者・福祉医療係」を「指導・福祉医療係 国保・高齢者企画係」に改め、同部中

こども家庭課	総務保育係 健全育成・児童虐待対策係 家庭福祉係 児童手当係
こども家庭課	
もも家庭	
家庭	
局	

を

こども家庭課	子育て支援係 保育・放課後児童対策係 こども手当係
こども家庭課	子育て支援係 保育・放課後児童対策係 こども手当係
もも家庭	児童虐待対策係 家庭福祉係
女性	児童虐待対策係 家庭福祉係
女性支援課	児童虐待対策係 家庭福祉係
局	児童虐待対策係 家庭福祉係

に改め、

同表医療政策部の部業務課の項中「献血・薬物対策係 薬事係」を「薬事・献血係」に、「指導係」を「薬物監視係」に改め、同表くらし創造部の部中

男女共同参画課	男女共同参画推進係
消費・生活安全課	食品安全推進係 消費者行政係 動物愛護係 営業指導係
消費・生活安全課	食品安全推進係 消費者行政係 動物愛護係 営業指導係
消費・生活安全課	食品安全推進係 消費者行政係 動物愛護係 営業指導係
局	

を

消費・生活安全課	消費者行政係 営業指導係 食品安全推進係 動物愛護係
消費・生活安全課	消費者行政係 営業指導係 食品安全推進係 動物愛護係
消費・生活安全課	消費者行政係 営業指導係 食品安全推進係 動物愛護係
局	

に改め、同

表くらし創造部景観・環境局の部廃棄物対策課の項中「産業廃棄物第一係 産業廃棄物第二係」を「産業廃棄物係 閉鎖最終処分場特別対策係 特別指導係」に改め、同表産業・雇用振興部の部商工課の項中「商工課」を「地域産業課」に、「金融係 高度化資金係」を「金融支援係」に改め、同部産業支援課の項中「産業支援課」を「工業振興課」に改め、同部企業立地推進課の項を次のように改める。

企業立地推進課	企業誘致係 企業立地支援係 ホテル誘致係
---------	----------------------------

第三条の表農林部の部中

農業経営課	組合・法人指導係 農協検査係 共済金融係 農地調整係 農地管理係
農業水産振興課	総務係 総合振興係 園芸係 果樹特産係 環境係 農産係

を

農業水産振興課	総務・水産振興係 総合振興係 園芸係 果樹特産係 環境係 農産係
農業経済課	組合・法人指導係 農協検査係 共済係

に、

耕地課	総務係 企画係 国営事業係 県営事業・換地係 団体営事業係 水利防災検査係 用地管理係 再編対策係
担い手・農	農地活用推進係 農山村振興係 農業担い手対策係

を

地活用対策課	
--------	--

地域農政課	農地活用推進係 担い手支援係 担い手育成係 農地調整係 農地管理係
農村振興課	総務係 企画・国営事業係 県営事業・換地係 団 体営事業係 水利防災検査係 用地管理係 再編対策係

に改め、同

部林政課の項中「林政課」を「林業振興課」に、「総務係 企画係」を「総務企画係」に、「普及係 地域振興係 森林組合係 木材振興係」を「木材利用促進係 木材産業振興係 木材生産推進係 木材育成係」に改め、同部森林整備課の項中「総務係 技術・治山係 林道係 森林育成係」を「総務企画係 治山・林道係」に改め、同表土木部の部用地対策課の項中「審査運用係 基準指導係」を「用地対策係」に改め、同部技術管理課の項中「総務係」を「総務係 土木検査係 土木積算情報係 建築技術係」に改め、同部道路・交通環境課の項中「総務調整係 交通環境第一係 交通環境第二係 地域交通企画係 道路環境係」を「総務企画係 交通環境係 交通戦略係 自転車利用係 安心歩行係」に改め、同部道路管理課の項中「総務契約係 管理係」を「道路管理係」に改め、同部砂防課の項中「災害係 砂防係」を「砂防災係」に改め、同表土木部まちづくり推進局の部営繕課の項中「総務契約係」を「総務契約係 マネジメント・保全係 建築総括係 建築第一係 建築第二係 設備第一係 設備第二係 医大整備技術支援係」に改める。

第四条第二項の表会計課の項中「出納指導係 執行調整係」を「財務会計管理係 執行調整係 出納指導係」に改める。

第五条の表地域づくり支援課の項及びこども家庭課の項を削り、同表医療管理課の項中「建設準備係」を「建設準備係 建築施設係」に改め、同表畜産課の項を次のように改める。

--	--

畜産課	畜産流通振	畜産流通振興係
興室		

第五条の表森林整備課の項中「全国育樹祭開催準備室」を「全国育樹祭推進室」に改め、同表公園緑地課の項を次のように改める。

公園緑地課	奈良公園室	奈良公園整備係 奈良公園利用係
-------	-------	-----------------

第六条総務部の部総務課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同部管財課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条地域振興部の部市町村振興課の項第一号中「の振興」を「振興の企画及び調整」に改め、同項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 市町村との連携、市町村合併等に関する事。

第六条地域振興部の部地域づくり支援課の項を削り、同部地域づくり支援課南部振興対策室の項中「地域づくり支援課 南部振興対策室」を「南部振興課」に改め、同項第二号中「地域の交流及び定住」を「南部地域の観光、交流及び定住の」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 南部振興に関する事。

第六条地域振興部の部資源調整課の項中「資源調整課」を「地域政策課」に改め、同項中第八号を第十一号とし、第一号から第七号までを三号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一 地域の活性化に関する事。

二 広域地方計画に関する事。

三 関西文化学術研究都市の建設の推進に関する企画及び調整に関する事。
 第六条地域振興部の部資源調整課の項の次に次のように加える。

文化・教育課

一 文化行政の総合企画及び調整に関する事。

- 二 文化芸術の振興に関すること。
 - 三 世界遺産の登録、保全及び活用に関すること。
 - 四 文化財の活用に関すること。
 - 五 私立学校に関すること。
 - 六 県立大学に関すること。
 - 七 大学との連携及び大学の地域貢献の支援に関すること。
 - 八 地域づくりに関する人材育成及び情報発信に関すること。
- 東アジア連携課

- 一 弥勒プロジェクトの推進に関すること。
- 二 東アジア地方政府会合の推進に関すること。
- 三 東アジア・サマースクールに関すること。

観光局 ならの魅力創造課

- 一 観光行政の総合企画及び調整に関すること。
- 二 観光情報の発信に関すること。
- 三 奈良県マスコットキャラクターせんたくんに関すること。
- 四 観光統計に係る調査に関すること。
- 五 市町村の観光振興に関する相談及び支援並びに魅力創造に関する協働及び支援に関すること。

- 六 観光ボランティアガイドの育成に関すること。
- 七 記紀万葉プロジェクトの推進に関すること。
- 八 奈良の歴史展示推進及び明日香村整備計画に関すること。
- 九 財団法人奈良県万葉文化振興財団（平成十三年七月五日に財団法人奈良県万葉文化振興財団という名称で設立された法人をいう。）に関すること。

観光局 ならのにぎわいづくり課

- 一 地域観光力向上の企画及び推進に関すること。
- 二 一般財団法人奈良県ビクターズビューローに関すること。
- 三 修学旅行の誘致に関すること。
- 四 巡る奈良事業の推進に関すること。
- 五 平城宮跡事業の推進に関すること。

第六条地域振興部の部文化観光局観光振興課の項及び文化観光局ならの魅力創造課

の項を削り、同部文化観光局国際観光課の項中「文化観光局 国際観光課」を「観光局 国際観光課」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 国際会議の誘致に関すること。

第六条地域振興部の部文化観光局文化課の項から平城遷都千三百年記念事業推進局企画課の項までを削り、同条健康福祉部の部地域福祉課監査指導室の項第一号中「社会福祉法人及び社会福祉施設」を「社会福祉法人等」に改め、同項第二号中「介護サービス事業所及び施設」を「介護サービス事業所等」に改め、同項に次の一号を加える。

三 障害福祉サービス事業所等の指導監査に関すること。

第六条健康福祉部の部長寿社会課の項第一号中「老人福祉法」の下に「(昭和三十八年法律第百三十三号)」を加え、同部保険指導課の項第三号中「老人、」を削り、「母子家庭」を「ひとり親家庭」に改め、同部健康づくり推進課の項の次に次のように加える。

こども・女性局 子育て支援課

一 保育所、放課後児童クラブ等に関すること(他課の所掌に属するものを除く)。

二 児童の健全育成に関すること。

三 子ども手当等に関すること。

四 その他子育て支援及び次世代育成支援に関すること(他課の所掌に属するものを除く)。

こども・女性局 こども家庭課

一 ひとり親家庭等の福祉に関すること。

二 女性の保護及び自立支援に関すること。

三 配偶者の暴力に関する相談及び支援に関すること。

四 児童虐待対策に関すること。

五 要保護児童対策に関すること。

こども・女性局 女性支援課

一 男女共同参画行政の総合企画及び調整に関すること。

二 男女共同参画行政の啓発活動の総合的推進に関すること。

三 その他男女共同参画行政に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。

四 女性の就労支援に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。

第六条健康福祉部の部子ども家庭局子ども家庭課の項及び子ども家庭課少子化対策室の項を削り、同条くらし創造部の部スポーツ振興課の項第一号中「振興に関する企画調整、調査研究及び推進体制の整備」を「企画及び調整」に改め、同部男女共同参画課の項を削り、同条産業・雇用振興部の部商工課の項中「商工課」を「地域産業課」に改め、同部産業支援課の項中「産業支援課」を「工業振興課」に改め、同条農林部の部マーケティング課の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 食の魅力の向上に関する事。

第六条農林部の部マーケティング課の項の次に次のように加える。

農業水産振興課

- 一 農業技術の改良及び普及に関する事。
- 二 農産物の生産振興に関する事。
- 三 農産物の価格安定に関する事。
- 四 肥料、農薬及び生産資材に関する事。
- 五 植物防疫に関する事。
- 六 水産業に関する事。
- 七 内水面漁場管理委員会に関する事。

第六条農林部の部農業経営課の項中「農業経営課」を「農業経済課」に改め、同項第三号中「農業金融」を「農事組合法人」に改め、同項中第五号から第八号までを削り、同部農業水産振興課の項を削り、同部畜産課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同部耕地課の項及び担い手・農地活用対策課の項を次のように改める。

地域農政課

- 一 農業制度金融に関する事。
- 二 農業経営構造対策に関する事。
- 三 農業経営基盤強化促進対策に関する事。
- 四 農業担い手の育成及び確保に関する事。
- 五 農地活用対策に関する事。

六 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）の施行に関すること。

七 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の施行に関すること。

八 国有農地及び開拓財産に関すること。

九 国土調査に関すること。

農村振興課

一 農業農村整備事業に関すること。

二 都市と農村の交流に関すること。

三 農地及び農業用施設の災害復旧事業に関すること。

四 土地改良区に関すること。

五 換地事務に関すること。

六 その他農業及び農村の活性化に関すること。

第六条農林部の部林政課の項中「林政課」を「林業振興課」に改め、同項第二号から第十一号までを次のように改める。

二 地域森林計画及び森林施業計画に関すること。

三 木材生産林に関すること。

四 林業種苗及び特用林産物に関すること。

五 森林組合及び入会林野に関すること。

六 林業の担い手育成及び林業技術の改善普及に関すること。

七 木材の供給及び需要拡大に関すること。

八 木材業及び製材業に関すること。

九 山村振興事業及び林業構造改善事業に関すること。

十 林業金融に関すること。

十一 県有林の管理経営に関すること。

第六条農林部の部林政課の項中第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、同部森林整備課の項第一号から第四号までを次のように改める。

一 森林保全整備及び環境保全林に関すること。

二 里山づくりに関すること。

三 森林環境税の活用に関すること。

四 林道及び治山事業に関すること。

第六条農林部の部森林整備課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同項第八号中「森林法」の下に「(昭和二十六年法律第二百四十九号)」を加え、同号を同項第七号とし、同項中第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号及び第十二号を削り、同部森林整備課全国育樹祭開催準備室の項中「森林整備課 全国育樹祭開催準備室」を「森林整備課 全国育樹祭推進室」に改め、同条土木部の部まちづくり推進局公園緑地課緑化フェア推進室の項を次のように改める。

まちづくり推進局 公園緑地課 奈良公園室

奈良公園に関すること(他課の所掌に属するものを除く)。

第六条土木部の部まちづくり推進局建築課の項第一号中「建築基準法」の下に「(昭和二十五年法律第二百一号)」を加える。

第七条の表以外の部分を次のように改める。

次の表の上欄に掲げる部における主管課は、第三条の規定により当該部に置く課又は室のうち同表の下欄に掲げるものとする。

第八条中「課」の下に「又は室」を加える。

別表第一中「主管する課」の下に「又は室」を加え、同表奈良県消防学校の項中「宇陀市榛原区下井足」を「宇陀市榛原下井足」に改め、同表奈良県奈良県税事務所から奈良県吉野県税事務所までの項の次に次のように加える。

奈良県立 民俗博物 館	大和郡山 市矢田町	<ul style="list-style-type: none"> 一 民俗資料を収集し、保存し、及び展示すること。 二 民俗資料に関する研究会、講演会等を開催すること。 三 民俗資料に関する調査研究を行うこと。 四 大和民俗公園の管理に関すること。 五 その他民俗博物館の設置目的を達成す 	文化・教育課
-------------------	--------------	---	--------

<p>奈良県立 図書情報 館</p>	<p>奈良県櫃 原文化会 館</p>	<p>奈良県文 化会館</p>	
<p>奈良市大 安寺西</p>	<p>櫃原市北 八木町</p>	<p>奈良市登 大路町</p>	
<p>一 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第三条各号に掲げる事項に関するこ と（当該事項を効率的かつ効果的に行うための調査研究に関することを含む。）。 二 インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて発信され、又は閲覧の提供を受けた情報を使用及び研究の用に供するとともに、収集した資料を電子</p>	<p>一 会館の管理運営に関すること。 二 県民の文化振興事業に関すること。</p>	<p>一 会館の管理運営に関すること。 二 県民の文化振興事業に関すること。 三 文化情報の収集及び提供に関すること。</p>	<p>るために必要なこと。</p>

<p>奈良県立 万葉文化 館</p>	
<p>高市郡明 日香村</p>	
<p>一 万葉文化に関する調査研究を行うこと。 二 万葉文化に関する資料及び万葉集に関する美術品を収集し、保管し、及び展示すること。 三 万葉文化に関する講演会、研究会等を開催すること。 四 その他万葉文化館の設置目的を達成するために必要なこと。</p>	<p>情報として作成し、発信すること。 三 本県に関する歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うこと。 四 その他図書情報館の設置目的を達成するために必要なこと。</p>
<p>一 美術品及び美術に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。</p>	<p>ならの魅力創造課</p>

奈良県立 美術館	奈良市登 大路町		
平城京歴 史館	奈良市佐 紀町		
		二 美術に関する展覧 会、研究会、講演会 等を開催すること。 三 美術に関する調査 研究を行い、及び資 料を刊行すること。 四 その他美術館の設 置目的を達成するた めに必要なこと。	
		平城京歴史館の管理運 営に関すること。	ならのにぎわいづ くり課

別表第一奈良県立万葉文化館から奈良県立図書館の項までを削り、同表奈良県中和福祉事務所から奈良県社会福祉総合センターまでの項中「五条市」を「五條市」に、「（昭和三十八年法律第百三十三号）第六条の三」を「第六条の二」に改め、同表奈良県中央こども家庭相談センターから奈良県立精華学院までの項の次に次のよう
に加える。

奈良県女 性センタ ー	奈良市東 向南町		
		一 婦人の文化の普及 振興に関すること。 二 婦人の能力開発及 び健康増進その他の 婦人問題に関する講 座の開設並びに講習 会及び研修会の開催 に関すること。 三 婦人問題に関する 調査研究並びに情報 の収集及び提供に関	女性支援課

四 婦人問題に関する 相談に応ずること。

別表第一奈良県女性センターの項を削り、同表奈良県宮競争輪場から奈良県中小企業会館までの項中「商工課」を「地域産業課」に改め、同表奈良県工業技術センター及び奈良県産業会館の項中「産業支援課」を「工業振興課」に改め、同表奈良県北部農林振興事務所から奈良県南部農林振興事務所までの項中「宇陀市榛原区萩原」を「宇陀市榛原萩原」に改め、同表奈良県農業大学校の項中「担い手・農地活用対策課」を「地域農政課」に改め、同表奈良県うだ・アニマルパークの項及び奈良県畜産技術センター及び奈良県家畜保健衛生所の項中「宇陀市大宇陀区下竹」を「宇陀市大宇陀下竹」に改め、同表奈良県森林技術センターの項中「林政課」を「林業振興課」に改め、同表奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項中「宇陀市大宇陀区迫間」を「宇陀市大宇陀迫間」に改め、同表中

馬見丘陵公園館	北葛城郡河合町		馬見丘陵公園の管理に関すること。	公園緑地課
福祉住宅体験館	磯城郡田原本町		県営福祉パークの管理に関すること。	
奈良公園管理事務所	奈良市雑司町		奈良公園の管理及び整備に関すること。	

を

馬見丘陵公園館	北葛城郡河合町		馬見丘陵公園の管理に関すること。	公園緑地課

に改め、同表に次のように加える。

<p>県営住宅 管理事務</p>	<p>奈良公園 シルクロ ード交流 館</p>	<p>国際奈良 学セミナ ーハウス</p>	<p>奈良県新 公会堂</p>	<p>奈良公園 管理事務 所</p>	<p>福祉住宅 体験館</p>
<p>奈良市大 森町</p>	<p>奈良市雑 司町</p>	<p>奈良市登 大路町</p>	<p>奈良市春 日野町</p>	<p>奈良市雑 司町</p>	<p>磯城郡田 原本町</p>
<p>県営住宅（指定管理者 が管理する住宅を除く。</p>	<p>奈良公園シルクロード 交流館の管理運営に関 すること。</p>	<p>一 セミナーハウスの 管理運営に関するこ と。 二 奈良に関する歴史 及び文化の研究、研 修等の促進に関する こと。</p>	<p>一 新公会堂の管理運 営に関すること。 二 伝統芸能の振興、 国際交流の促進等に 関すること。</p>	<p>奈良公園の管理及び整 備に関すること。</p>	<p>県営福祉パークの管理 に関すること。</p>
<p>住宅課</p>	<p>奈良公園室</p>				

所			（ ）の管理に関すること。
---	--	--	---------------

別表第二奈良県東京事務所の項を次のように改める。

奈良県東 京事務所	行政課 情報発信 課	<p>行政課</p> <p>一 所内における人事、予算その他庶務に関すること。</p> <p>二 国の行政機関等との連絡調整に関すること。</p> <p>三 企業誘致に関すること。</p> <p>情報発信課</p> <p>一 歴史、文化、観光及び産業に関する情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>二 県産品の販路拡大に関すること。</p>	<p>情報発信課の位置は、東京都中央区日本橋室町一丁目とする。</p>
--------------	------------------	--	-------------------------------------

別表第二奈良県奈良県税事務所から奈良県吉野県税事務所までの項の次に次のよう
に加える。

奈良県立 民俗博物 館	総務課 学芸課	<p>総務課</p> <p>一 民俗博物館における人事、予算、決算その他庶務に関すること。</p> <p>二 民俗博物館の維持及び管理に関すること。</p> <p>三 大和民俗公園の管理に関すること。</p> <p>四 その他学芸課の主管に属しないこと。</p> <p>学芸課</p> <p>一 民俗資料を収集し、保存し、及</p>	
-------------------	------------	--	--

<p>美術館 奈良県立</p>	<p>奈良県文 化会館</p>	
<p>学芸課 総務課</p>	<p>業務課 管理課</p>	
<p>学芸課</p> <p>一 美術品及び美術に関する資料を</p>	<p>業務課</p> <p>一 会館内における人事、予算、決算その他庶務に関すること。</p> <p>二 会館事業の企画及び推進に関すること。</p> <p>三 会館の使用承認及び使用調整に関すること。</p> <p>四 文化情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>五 その他管理課の主管に属しないこと。</p> <p>管理課</p> <p>会館の施設及び設備の保守及び操作に関すること。</p>	<p>び展示すること。</p> <p>二 民俗資料に関する研究会、講演会等を開催すること。</p> <p>三 民俗資料に関する調査研究を行い、資料を刊行すること。</p>
<p>総務課</p> <p>一 美術館における人事、予算、決算その他庶務に関すること。</p> <p>二 美術館の維持及び管理に関すること。</p> <p>三 その他学芸課の主管に属しないこと。</p>		

平城京歴史館		
管理課		
管理課 一 平城京歴史館における人事、予算、決算その他庶務に関すること。 二 平城京歴史館の維持及び管理並びに施設及び設備の保守及び操作に関すること。	収集し、保管し、及び展示すること。 二 美術に関する展覧会、研究会、講演会等を開催すること。 三 美術に関する調査研究を行い、資料を刊行すること。	

別表第二奈良県文化会館の項から奈良県立民俗博物館の項までを削り、同表奈良県郡山保健所から奈良県内吉野保健所までの項備考の欄中「宇陀市大宇陀区下竹」を「宇陀市大宇陀下竹」に改め、同表奈良県北部農林振興事務所から奈良県南部農林振興事務所までの項課の名称の欄及び所掌事務の欄中「林業普及第一課」を「林業振興第一課」に、「林業普及第二課」を「林業振興第二課」に改め、同項備考の欄中「宇陀市榛原区三宮司」を「宇陀市榛原三宮司」に、「林業普及第二課」を「林業振興第二課」に改め、同表奈良県農業総合センターの項備考の欄中「宇陀市榛原区三宮司」を「宇陀市榛原三宮司」に改め、同表奈良県森林技術センターの項中

「

総務課	
企画課	

を

企画普及課	
-------	--

に改め、同項所掌事務の欄総務課の款中「総務課」を「企画普及課」に改め、同款中第三号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。

三 試験研究、普及に係る企画及び総合調整並びに情報の収集及び提供に関すること。

四 試験研究の評価及び産研学連携の調整に関すること。

五 林業普及活動に関する指導及び研修に関すること。

別表第二奈良県森林技術センターの項所掌事務の欄企画課の款を削り、同表奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項備考の欄中「位置は、」を「位置は」に、「吉野土木事務所工務第三課」を「吉野土木事務所工務第二課」に改め、同表奈良県流域下水道センターの項中

建設課	管理課	管理課
	浄化センター 第二浄化センター 浄化センター 宇陀川浄化センター 吉野川浄化センター	<ul style="list-style-type: none"> 一 各浄化センターの施設の運転管理並びに水質、汚泥及び臭気等の管理に係る指導調整に関すること。 二 維持管理に係る委託契約等の設計書の審査に関すること。 三 施設・管渠<small>（きずか）</small>の管理及び更新計画に関すること。 四 水質管理技術の調査研究に関すること。 五 汚泥再生利用の計画調整に関すること。 六 公共下水道の水質の監視指導に関すること。
建設課	建設課	<ul style="list-style-type: none"> 一 流域下水道に係る管渠<small>（きずか）</small>築造及び更新工事の設計及び調査に関すること。 二 施設の管理、修繕及び更新に関すること。 三 水質、汚泥及び臭気等の管理に関すること。

を

業務課	業務課		<p>こと。</p> <p>二 各浄化センター場内施設の築造及び更新工事の設計及び調査に関すること。</p> <p>三 工事の施工及び指導監督に関すること。</p> <p>四 工事の竣工検査に関すること。</p> <p>五 工事用器具、機械及び資材の検収に関すること。</p> <p>六 その他工事の技術に関すること。</p>
浄化センター 浄化センター 第二浄化センター 宇陀川浄化センター 吉野川浄化センター	<p>業務課</p> <p>一 流域下水道に係る管渠築造及び更新工事の設計及び調査に関すること。</p> <p>二 各浄化センター場内施設の築造及び更新工事の設計及び調査に関すること。</p> <p>三 工事の施工及び指導監督に関すること。</p> <p>四 工事の検査に関すること。</p> <p>五 工事用器具、機械及び資材の検収に関すること。</p> <p>六 その他工事の技術に関すること。</p> <p>七 各浄化センターの施設の運転管理並びに水質、汚泥、臭気等の管理に係る指導調整に関すること。</p> <p>八 維持管理に係る委託契約等の設計書の審査に関すること。</p>		

に改め、同表に次のように

<p>九 施設・管渠<small>（パイプライン）</small>の管理及び更新計画に関すること。</p> <p>十 水質管理技術の調査研究に関すること。</p> <p>十一 汚泥再生利用の計画調整に関すること。</p> <p>十二 公共下水道の水質の監視指導に関すること。</p> <p>各浄化センター</p> <p>一 施設の運転管理に関すること。</p> <p>二 施設の管理、修繕及び更新に関すること。</p> <p>三 水質、汚泥、臭気等の管理に関すること。</p>

加える。

奈良県営住宅管理事務所	総務管理課 建築営繕課	<p>総務管理課</p> <p>一 所内における人事、予算、決算、その他庶務に関すること。</p> <p>二 器具、機械その他物品の管理に関すること。</p> <p>三 工事及び維持管理の契約に関すること。</p> <p>四 県営住宅及び共同施設の維持管理に関すること。</p> <p>五 県営住宅の入居及び退去の手續に関すること。</p> <p>六 県営住宅の家賃の決定、調停、収納に関すること。</p>
-------------	----------------	---

<p>七 その他建築営繕課の主管に属しないこと。</p> <p>建築営繕課</p> <p>一 県営住宅及び共同施設に係る維持修繕工事の調査、設計、積算、工事監理及び検査等に関すること。</p> <p>二 工事用器具、機械及び資材の検収に関すること。</p> <p>三 その他工事の技術に関すること。</p>	

別表第四奈良県立大学の項中「地域づくり支援課」を「文化・教育課」に改める。

別表第五奈良県立奈良病院の項中「奈良市平松町」を「奈良市平松一丁目」に、「

循環器内科」を「循環器内科」「呼吸器外科」を「呼吸器外科」に改め、同表奈良県立三室病院の項中「腫瘍内科」を「腫瘍内科」「精神科」に改め、同表奈良県立三室病院の項中

進室	医療安全推進室
	医療安全に関すること。

を

進室	医療安全推進室
心臓血管センター	心臓血管の疾患に関すること。

に改め、同表奈良県立五条病院の項中

進室	医療安全推進室
	医療安全に関すること。

を

医療安全推進室	医療安全に関すること。
消化器病センター	消化器病に関すること。

に改める。

(職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第二条 職員の職の設置等に関する規則(昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「文化観光局長及び平城遷都千三百年記念事業推進局長」を「観光局長」に改め、同項第四号中「こども家庭局長」を「こども・女性局長」に改め、同条第三項中「危機管理監」の下に「及び南部振興監」を加え、同条第四項第七号中「及び地域振興部平城遷都千三百年記念事業推進局の課」を削る。

第六条第五項を削り、同条第四項中「文化観光局長」を「観光局長」に、「文化観光局の」を「観光局の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 南部振興監は、上司の命を受け、南部振興に関する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。

第六条第六項中「こども家庭局長」を「こども・女性局長」に、「こども家庭局」を「こども・女性局」に改める。

第七条第七項中「主任調査員」を削り、同条第十四項中「技術員主任及び」を削る。

第八条第四項中「専門相談員、企画員」を「企画員、専門相談員」に改める。

第九条第六項中「及び主任保安員」を「主任保安員及び主任事務員」に改める。

別表第一旅券事務所の項、美術館の項及び新公会堂の項を削り、同表文化会館の項中「館長」の下に「副館長」を加え、同表奈良公園シルクロード交流館の項を削り、同表図書情報館の項の次に次のように加える。

美術館

館長、館長代理、副館長、課長

平城京歴史館

館長、課長

旅券事務所

所長、次長、課長

別表第一精華学院の項の次に次のように加える。

女性センター

所長、次長

別表第一女性センターの項を削り、同表しごとセンターの項中「所長」の下に「所長補佐」を加え、同表高等技術専門校の項中「副校長」を削り、同表中央卸売市場の項中「次長」を削り、同表農業大学の項中「副校長」の下に「課長」を加え、同表JR奈良駅連続立体・街路事務所の項中「次長」を削り、同表奈良公園管理事務所の項の次に次のように加える。

新公会堂

館長、副館長、次長

奈良公園シルクロード交

館長

流館

別表第一流域下水道センターの項の次に次のように加える。

県営住宅管理事務所

所長、課長

別表第一奈良病院の項中「室長」の下に「副室長」を加え、同表奈良病院救命救急センターの項中「看護副部長」の下に「看護師長」を加え、同表奈良病院附属看護専門学校の項中「教務主任」の下に「教務主査」を加え、同表三室病院の項中「副院長」の下に「センター長」を、「室長」の下に「副室長」を加え、同表三室病院附属看護専門学校の項中「教務主任」の下に「教務主査」を加え、同表五條病院の項中「副院長」の下に「センター長」を、「室長」の下に「副室長」を加え、同表五條病院附属看護専門学校の項中「教務主任」の下に「教務主査」を加える。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に次の表の上欄に掲げる局長又は次長に補せられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ同表の下欄に掲げる局長又は次長に補せられたものとする。

地域振興部文化観光局

地域振興部観光局

健康福祉部こども家庭局	健康福祉部こども・女性局
-------------	--------------

3 施行日の前日に次の表の上欄に掲げる課の課長、室長、参事、主幹、課長補佐、室長補佐、主任調整員、副主幹、係長若しくは調整員に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ同表の下欄に掲げる課の課長、室長、参事、主幹、課長補佐、室長補佐、主任調整員、副主幹、係長若しくは調整員に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられたものとする。

地域振興部資源調整課	地域振興部地域政策課
地域振興部文化観光局ならの魅力創造課	地域振興部観光局ならの魅力創造課
地域振興部文化観光局国際観光課	地域振興部観光局国際観光課
地域振興部文化観光局文化課	地域振興部文化・教育課
地域振興部平城遷都千三百年記念事業推進局企画課	地域振興部東アジア連携課
健康福祉部こども家庭局こども家庭課	健康福祉部こども・女性局こども家庭課
くらし創造部男女共同参画課	健康福祉部こども・女性局女性支援課
産業・雇用振興部商工課	産業・雇用振興部地域産業課
産業・雇用振興部産業支援課	産業・雇用振興部工業振興課

農林部農業経営課	農林部農業経済課
農林部耕地課	農林部農村振興課
農林部担い手・農地活用対策課	農林部地域農政課
農林部林政課	農林部林業振興課
農林部森林整備課全国育樹祭開催準備室	農林部森林整備課全国育樹祭推進室
奈良県南部農林振興事務所林業普及第一課	奈良県南部農林振興事務所林業振興第一課
奈良県南部農林振興事務所林業普及第二課	奈良県南部農林振興事務所林業振興第二課
奈良県森林技術センター企画課	奈良県森林技術センター企画普及課
奈良県流域下水道センター建設課	奈良県流域下水道センター業務課

(貸金業法施行細則の一部改正)

4 貸金業法施行細則(昭和五十八年十月奈良県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「奈良県産業・雇用振興部商工課」を「奈良県産業・雇用振興部地域産業課」に改める。